

逗子市移動支援人材確保事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の移動支援事業所における移動支援従事者の雇用を促進し、福祉サービスの安定的な提供体制の確立を図るため、市内の移動支援事業所が移動支援従事者を採用し、当該従事者が一定期間、移動支援事業に従事した際に、当該移動支援事業所が採用に要した経費を予算の範囲内において逗子市移動支援人材確保事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移動支援事業所 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第26項に規定する移動支援事業を行うために設置した事業所をいう。
- (2) 有資格者 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第5条第1項（同令第7条において準用する場合を含む。）及び同令第44条第1項（同令第48条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年厚生労働省告示第538号）又は神奈川県ガイドヘルパー養成研修事業認定要綱（平成18年12月11日施行）第2条に規定する研修を修了した者をいう。
- (3) 移動支援従事者 法第5条第26項に規定する移動支援事業に従事する者をいう。

(補助金の交付要件及び額)

第3条 市長は、市内の移動支援事業所が移動支援従事者を新たに採用し、その後当該従事者が90日以上継続して雇用された際に、その移動支援事業所に対して採用に要した経費として1人当たり5万円を交付する。

(補助の対象外要件)

第4条 前条の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の対象から除外する。

- (1) 既に逗子市移動支援人材確保事業補助金交付の対象となった移動支援従事者を採用した場合
- (2) 市内の移動支援事業所を退職して90日を経過していない者を移動支援従事者として新たに採用した場合
- (3) 対象となる移動支援従事者の勤務状況が著しく不適切であると市長が認めた場合
- (4) 補助金の申請を行う移動支援事業所において、不適切な運営が行われていると市長が認めた場合

(補助金の交付申請等)

第5条 補助金の申請に当たっては、移動支援従事者として採用してから90日経過した後、速やかに逗子市移動支援人材確保事業補助金交付申請書兼誓約書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 雇用証明書（第2号様式）
- (2) 有資格者であることの証明書類の写し
- (3) その他市長が必要と認める資料

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等に基づき、補助金の交付要件について審査の上、補助金の交付の可否を逗子市移動支援人材確保事業補助金交付・不交付決定通知書（第3号様式）により、申請者へ通知しなければならない。

- 2 市長は補助金の交付要件について審査するに当たり必要と認めた場合は、申請者及び関係機関に記載事項等の確認及び必要な書類等の提出を求めることができる。

(請求及び支払)

第7条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者は、市長が別に定める期日までに、逗子市移動支援人材確保事業補助金交付請求書（第4号様式）を市長に提出し、補助金を請求するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定者の責務)

第8条 補助金を交付された者は、本市の福祉向上のため研鑽に努めるとともに、移動支援従事者が継続して勤務できるような職場環境の整備に努めなければならない。

(事業実績報告)

第9条 補助金を交付された者は、補助金の交付決定を受けてから30日以内に事業実績報告書（第5号様式）に市長が必要と認めた書類を添えて、市長に報告しなければならない。

（決定の取消し等）

第10条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定を取り消し、及び補助金の全部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段によって補助金の交付を受けた場合
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に反した場合
- (3) その他、市長が補助金の交付が不適切と判断した場合

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。